

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
に基づき定める政省令に盛り込むべき事項（修正案）

1．開示の実施に係る手数料について（法第19条関係）（政令事項）

(1) 開示方法の種別ごとに、以下の額とすること。

- ・用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき20円
- ・FDに複写したものの交付 0.5メガバイトまで毎に260円 及び FD 1枚につき80円
- ・CD-Rに複写したものの交付 0.5メガバイトまで毎に260円 及び CD-R 1枚につき200円
- ・CD-Rで全事業所のデータを一括して請求する場合 200メガバイト毎に890円 及び CD-R 1枚につき200円

なお、これらの積算は現時点での暫定的な単価に基づくものであり、具体的な額については、今後、変更の可能性がある。

(2) 上記の手数料は、法第十条第二項に掲げる事項（注）を記載した書面に、収入印紙を貼って納付しなければならないものとする。ただし、主務省庁の判断により、現金で納付することもできることとする。

（注） 開示請求者の氏名（法人の名称及び代表者氏名）、住所又は居所
開示請求に係る事業所を特定するに足りる情報

(3) 郵送料を郵便切手で納付して、ファイル情報の写しの送付を求めることができること。

2．秘密情報の取扱いについて（主務省令事項）

(1) 対応化学物質分類名の名称（法第6条第1項関係）

別表の左欄に掲げる第一種特定化学物質について、それぞれ右欄に掲げる名称（仮称）とすること。

(2) 対応化学物質分類名への変更の申請方法（法第6条第2項関係）

毎年度6月30日までに、現行の施行規則第5条に定める通常の届出書に加えて、請求書及び請求の理由を記載した添付書類を提出して行うものとする。その際、秘密情報に関する各要件の立証に資する書類を提出しなければならないこととする。

(3) 対応化学物質分類名の維持請求方法（法第6条第8項関係）

毎年度6月30日までに、請求書及び請求の理由を記載した添付書類を提出して行うものとする。その際、秘密情報に関する各要件が維持されていることの立証に資する書類を提出しなければならないこととする。

3 . 届出事項の集計方法及び届出外排出量の算出等について（経済産業省・環境省令事項）

(1) 届出事項の集計の方法（法第8条第3項関係）

次に掲げる事項ごとに排出量及び移動量（[1]～[4]については区分ごとの排出量及び移動量）を集計すること。

- [1] 第一種指定化学物質の名称（営業秘密に係るものは対応化学物質分類名。以下同じ。）
- [2] 第一種指定化学物質の名称及び都道府県名
- [3] 第一種指定化学物質の名称及び業種名
- [4] 第一種指定化学物質の名称、都道府県名及び業種名
- [5] 第一種指定化学物質の名称、業種名及び事業所において常時使用される従業員の数
- [6] 第一種指定化学物質の名称、都道府県名、業種名及び事業所において常時使用される従業員の数

(2) 届け出られた排出量以外の排出量を算出する事項（法第9条第1項関係）
次に掲げる事項とすること。

- [1] P R T R法対象業種に属する事業を営む事業所からの排出量（法に基づいて届出の対象となる排出量を除く）
- [2] P R T R法対象業種に属する事業を営まない事業者からの排出量
- [3] 家庭からの排出量
- [4] 移動体からの排出量

(3) 届け出られた排出量以外の排出量の集計方法（法第9条第2項関係）
(2)の事項ごとに、次に掲げる事項ごとに集計すること。

- [1] 第一種指定化学物質の名称
- [2] 第一種指定化学物質の名称及び都道府県名
- [3] 第一種指定化学物質及び移動体の種類名（移動体からの排出量に係るものに限る）
- [4] 第一種指定化学物質、都道府県名及び移動体の種類名（移動体からの排出量に係るものに限る）

4 . その他

その他、行政上の事務処理等に関する技術的な事項を定めること。

(別表)

施行令別表第1に掲げる第一種指定化学物質番号	分類名
1,25,26,60,64,68,69,99,100,108,175,176,178,207,230,231,232,241,243,252,253,283,289,294,304,305,311,346	第1分類(無機化合物及び有機金属化合物)
28,74,77,84,85,86,87,88,91,94,95,96,112,116,117,118,119,121,123,124,132,133,135,137,144,145,162,200,201,203,209,210,211,213,217,222,268,285,286,287,288	第2分類(鎖状炭化水素及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物)
8,11,16,17,22,23,42,43,44,45,46,54,55,56,58,65,66,109,134,160,166,208,214,223,251,292,307,310	第3分類(アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物)
2,3,4,5,6,7,9,10,12,13,47,70,80,101,102,103,172,233,313,314,315,316,317,318,319,320,321,345	第4分類(カルボン酸系及びその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物)
20,33,48,49,50,149,151,155,156,167,181,191,204,235,236,248,249,250,284,293,324,333,349,350,351,352,354	第5分類(その他の鎖状炭化水素化合物)
40,63,89,93,139,140,177,224,227,295,296,297,299,335	第6分類(単環炭化水素及びハロゲン化単環炭化水素化合物)
15,38,52,71,72,73,76,81,82,83,98,127,128,129,130,136,157,159,163,164,219,220,225,226,228,234,237,238,240,262,263,264,302,323,332	第7分類(アミン系、ニトロ系及びアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物)
14,21,35,57,59,62,67,97,104,131,158,182,197,221,239,242,244,254,260,261,265,266,298,303,308,309,339,344	第8分類(アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する単環炭化水素化合物)
24,27,105,106,107,110,114,122,125,143,165,170,174,199,202,205,206,255,267,269,270,271,272,273,275,277,279,300,312,325,326,328,330,338	第9分類(カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系、シアン酸系及びそれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物並びに脂環式単環炭化水素化合物)
36,37,148,150,153,173,183,184,190,192,193,195,196,347,348,353	第10分類(その他の単環炭化水素化合物)
29,30,31,120,138,171,215,229,290,306,329,340,341	第11分類(多環炭化水素化合物)
18,19,32,41,53,79,92,111,115,126,141,142,147,152,154,161,189,257,276,278,281,282,301,327	第12分類(三から五原子環の複素環化合物)
34,39,51,61,75,78,90,113,146,168,169,179,180,185,186,187,188,194,198,212,216,218,245,246,247,256,258,259,274,280,291,322,331,334,336,337,342,343	第13分類(その他の複素環化合物)

訂正(下線部)

前回資料で第1分類に分類されていた「政令番号107」(シアン-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名パルマト))については、「政令番号207」(銅水溶性塩(錯塩を除く。))の誤りだったため、修正しました。また、第10分類に分類されていた「政令番号289」(ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ))については、有機金属化合物(有機スズ化合物)であるため、第一分類に変更しました。